

## 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、旅館及びホテルに直接申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 旅館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全て又は一部を解除した場合は、下記表の通り違約金を申し受けます。
3. 旅館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時になっても到着しない際、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理する事があります。

### 違約金

		契約解除の通知を受けた日							
		不泊	当日	前日	2日前	3日前	7日前	14日前	30日前
契約 申込 人数	10名まで	100%	100%	70%	50%	30%	30%		
	11～15名まで	100%	100%	70%	50%	30%	30%		
	16～20名まで	100%	100%	80%	70%	50%	50%	30%	
	21名以上	100%	100%	80%	70%	50%	50%	30%	30%

※%は、宿泊料金に対する違約金の比率です。

※契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。

※団体客(10名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後にお申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けた日)における宿泊人数の10%(端数切上)にあたる人数については、違約金はいただきません。